

# 特定悪臭物質規制基準

(1) 特定悪臭物質を含む気体の事業場の敷地の境界線の地表における規制基準(法第4条第1項第1号)

下記の表の「A区域」「B区域」「C区域」のとおり

(単位ppm)

特定悪臭物質の種類	敷地境界線における規制基準 (法第4条第1項第1号)			排出口における規制基準 (法第4条第1項第2号)	排出水における規制基準 (法第4条第1項第3号)	においの質	主な発生源
	A区域	B区域	C区域				
アンモニア	1	2	5			し尿のようなにおい	畜産事業場、化製場、し尿処理場等
メチルメルカプタン	0.002	0.004	0.01			腐った玉葱のようなにおい	パルプ製造工場、化製場、し尿処理場等
硫化水素	0.02	0.06	0.2			腐った卵のようなにおい	畜産事業場、パルプ製造工場、し尿処理場
硫化メチル	0.01	0.05	0.2			腐ったキャベツのようなにおい	パルプ製造工場、化製場、し尿処理場等
二硫化メチル	0.009	0.03	0.1			腐ったキャベツのようなにおい	パルプ製造工場、化製場、し尿処理場等
トリメチルアミン	0.005	0.02	0.07			腐った魚のようなにおい	畜産事業場、化製場、水産缶詰製造工場等
アセトアルデヒド	0.05	0.1	0.5			刺激的な青くさいにおい	化学工場、魚腸骨処理場、タバコ製造工場
プロピオンアルデヒド	0.05	0.1	0.5			刺激的な甘酸っぱい焦げたにおい	焼付塗装工程を有する事業場等
ノルマルブチルアルデヒド	0.009	0.03	0.08			刺激的な甘酸っぱい焦げたにおい	焼付塗装工程を有する事業場等
イソブチルアルデヒド	0.02	0.07	0.2			刺激的な甘酸っぱい焦げたにおい	焼付塗装工程を有する事業場等
ノルマルバレールアルデヒド	0.009	0.02	0.05			むせるような甘酸っぱい焦げたにおい	焼付塗装工程を有する事業場等
イソバレールアルデヒド	0.003	0.006	0.01			むせるような甘酸っぱい焦げたにおい	焼付塗装工程を有する事業場等
イソブタノール	0.9	4	20			刺激的な発酵したにおい	塗装工程を有する事業場等
酢酸エチル	3	7	20			刺激的なシンナーのようなにおい	塗装工程又は印刷工程を有する事業場等
メチルイソブチルケトン	1	3	6			刺激的なシンナーのようなにおい	塗装工程又は印刷工程を有する事業場等
トルエン	10	30	60			ガソリンのようなにおい	塗装工程又は印刷工程を有する事業場等
スチレン	0.4	0.8	2			都市ガスのようなにおい	化学工場、FRP製品製造工場等
キシレン	1	2	5			ガソリンのようなにおい	塗装工程又は印刷工程を有する事業場等
プロピオン酸	0.03	0.07	0.2			刺激的な酸っぱいにおい	脂肪酸製造工場、染色工場等
ノルマル酪酸	0.001	0.002	0.006			汗くさいにおい	畜産事業場、化製場、でんぷん工場等
ノルマル吉草酸	0.0009	0.002	0.004			むれたくつ下のにおい	畜産事業場、化製場、でんぷん工場等
イソ吉草酸	0.001	0.004	0.01			むれたくつ下のにおい	畜産事業場、化製場、でんぷん工場等

(注) 各物質とも、「A区域」の基準は臭気強度2.5相当濃度、「B区域」は同3.0相当濃度、「C区域」は同3.5相当濃度となる。

(2) 特定悪臭物質を含む気体の事業場の煙突その他の気体排出施設の排出口における規制基準(法第4条第1項第2号)

事業場の敷地の境界線の地表における規制基準を基礎として悪臭防止法施行規則第3条に定める下記方法により算出して得た流量とする。

$$q = 0.108 \times He^2 \cdot Cm$$

(この式において、q、He及びCmは、それぞれ次の値を表すものとする。

q 流量(単位 温度零度、圧力一気圧の状態に換算した立方メートル毎時)

He 次項に規定する方法により補正された排出口の高さ(単位 メートル)

Cm 法第四条第一項第一号の規制基準として定められた値(上記「(1)」の表 単位 百万分率))

(下記に規定する方法により補正された排出口の高さが5m未満となる場合については、この式は、適用しないものとする。)

排出口の高さの補正は、次の算式により行うものとする。

$$H_e = H_o + 0.65(H_m + H_t)$$

$$H_m = (0.795 \cdot (Q \cdot V)) \div (1 + (2.58 \div V))$$

$$H_t = 2.01 \times 10^{-3} \cdot Q \cdot (T - 288) \cdot \{2.30 \log J + (1 \div J) - 1\}$$

$$J = (1 \div (Q \cdot V)) \times \{1460 - 296 \times (V \div (T - 288))\} + 1$$

(これらの式において、 $H_e$ 、 $H_o$ 、 $Q$ 、 $V$ 及び $T$ は、それぞれ次の値を表すものとする。

$H_e$  補正された排出口の高さ(単位 メートル)

$H_o$  排出口の実高さ(単位 メートル)

$Q$  温度十五度における排出ガスの流量(単位 立方メートル毎秒)

$V$  排出ガスの排出速度(単位 メートル毎秒)

$T$  排ガスの温度(単位 絶対温度)

### (3) 特定悪臭物質を含む排出水の事業場の敷地外における規制基準

事業場の敷地の境界線の地表における規制基準を基礎として悪臭防止法施行規則第4条に定める下記方法により算出して得た濃度とする。

$$C_{Lm} = k \times C_m$$

(この式において、 $C_{Lm}$ 、 $k$ 及び $C_m$ は、それぞれ次の値を表すものとする。

$C_{Lm}$  排出水中の濃度(単位 ーリットルにつきミリグラム)

$k$  下表に掲げる特定悪臭物質の種類及び当該事業場から敷地外に排出される排出水の量ごとに掲げる値(単位 ーリットルにつきミリグラム)

$C_m$  法第四条第一項第一号の規制基準として定められた値(上記「(1)」の表 単位 百万分率))

特定悪臭物質の種類	事業場から敷地外に排出される排出水量	k
メチルメルカプタン	0.001m <sup>3</sup> 毎秒以下の場合	16
	0.001m <sup>3</sup> 毎秒を超え、0.1m <sup>3</sup> 毎秒以下の場合	3.4
	0.1m <sup>3</sup> 毎秒を超える場合	0.71
硫化水素	0.001m <sup>3</sup> 毎秒以下の場合	5.6
	0.001m <sup>3</sup> 毎秒を超え、0.1m <sup>3</sup> 毎秒以下の場合	1.2
	0.1m <sup>3</sup> 毎秒を超える場合	0.26
硫化メチル	0.001m <sup>3</sup> 毎秒以下の場合	32
	0.001m <sup>3</sup> 毎秒を超え、0.1m <sup>3</sup> 毎秒以下の場合	6.9
	0.1m <sup>3</sup> 毎秒を超える場合	1.4
二硫化メチル	0.001m <sup>3</sup> 毎秒以下の場合	63
	0.001m <sup>3</sup> 毎秒を超え、0.1m <sup>3</sup> 毎秒以下の場合	14
	0.1m <sup>3</sup> 毎秒を超える場合	2.9